

合商工第764号  
平成29年1月18日

会 員 各 位

合 志 市 商 工 会  
会 長 上 林 節 郎

### 商工会事務局体制の変更について

大寒の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

合志市商工会は、平成20年の合併以降事務局を本所・支所体制にて業務に取り組んでおります。

合併以降、平成22年に合志市中小企業等振興基本条例、平成26年には小規模企業振興基本法が制定され、合志市中小企業活性化会議への参画、中小企業ネットワーク強化事業、共同受注事業「すまいアレコレこうしたい」の設立、住宅リフォーム助成事業及び商品券事業、プレミアム付商品券事業、小規模事業者持続化補助金等々に取り組んでまいりました。

そして、平成27年4月の「熊本地震」の発生による各種復旧復興事業への取組。

合併当初は職員数10名体制で商工会業務に邁進してきましたが、平成24年度以降職員数が9名となり、業務量の増加、多様化する相談内容に対応するには現状では支障をきたす状態となりました。

そこで、少しでも業務の効率化を図り、会員各位ならびに小規模事業者のニーズに応えるために事務局の一本化を実施することといたしました。

本所支所方式は継続しつつ、事務局を本所（御代志）に一本化します。

支所は、従来からの講習会、説明会の開催や、理事会をはじめとする各種会議の会場として使用し、今まで支所を利用されておりました会員各位におかれましては、連絡をいただければ職員が巡回し対応させていただくほか、相談内容によっては支所事務所に於いて対応させていただきます。

平成29年2月1日（水）より実施いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。